

条例個人情報ファイル簿

整理番号	警県一条1	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	犯罪被害者等支援に係る経費の公費負担に関するファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部警察県民センター
個人情報ファイルの利用目的	犯罪被害者等支援に係る経費の公費負担制度を運用するために利用する。		
個人情報ファイルに記録されている項目	<p>【診断書経費等】</p> <p>1 事件名・発生日、2 犯罪被害者等（住所、職業、氏名、生年月日、年齢）、3 事件の概要、4 支出額（金額、内訳）、5 支出日、6 支出先（所在地、医療機関名）、7 担当者（所属、警電、階級、氏名）</p> <p>【司法解剖遺体の公費搬送】</p> <p>8 事件名・発生日、9 事件概要、10 搬送遺体（住所、氏名、生年月日、年齢）、11 搬送業者名（住所、業者名）、12 搬送時間（出発年月日時、到着年月日時）、13 搬送区間、14 支出額（金額、内訳）、15 支出日、16 担当者（所属、警電、階級、氏名）</p> <p>【警察施設以外の相談施設借上】</p> <p>17 事件名・発生日、18 犯罪被害者等（住所、職業、氏名、生年月日、年齢、区分）、19 借上目的、20 借上施設（公共・民間の別、所在地、施設名）、21 使用時間、22 支出額等（金額、支出日）、23 担当者（所属、警電、階級、氏名）</p> <p>【一時避難場所借上】</p> <p>24 事件名・発生日、25 使用者（住所、氏名等、区分、人数）、26 使用目的、27 使用施設（所在地、施設名）、28 使用期間、29 支出額等（金額、支出日）、30 担当者（所属、警電、階級、氏名）</p> <p>【ハウスクリーニング】</p> <p>31 事件名、32 事件概要、33 実施場所（所在地、名称、清掃箇所、面積）、34 清掃場所の所有者（住所、氏名、連絡先）、35 引渡し（予定）日、36 ハウスクリーニングの必要性、37 その他</p> <p>【カウンセリング等】</p> <p>38 事件名・発生日、39 犯罪被害者等（住所、職業、氏名、生年月日、年齢）、40 事件の概要、41 受診日（年月日、回数）、42 支出額、43 支出日、44 支出先（所在地、医療機関名）、45 担当者（所属、警電、階級、氏名）</p>		
要配慮個人情報 ■有 □無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	犯罪被害者等支援に係る犯罪被害者等、清掃場所の所有者及び担当者		
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	犯罪被害者等支援の対象となる本人、関係者等からの聴取等		

記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無	
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても請求を受け付けることができます。	
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠法令) —	
	(内容) —	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

条例個人情報ファイル簿

整理番号	監一条1	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	苦情関係業務ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部監察官室、警務部総務課、警務部会計課、警務部警務課、警務部企画教養課、警務部警察県民センター、警務部情報管理課、警務部厚生課、生活安全部生活安全企画課、生活安全部地域課、生活安全部通信指令課、生活安全部少年課、生活安全部生活環境課、生活安全部サイバー犯罪対策課、生活安全部機動警察隊、刑事部刑事企画課、刑事部捜査支援分析課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部組織犯罪対策課、刑事部鑑識課、刑事部科学捜査研究所、交通部交通企画課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部運転免許課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、警備部警備第一課、警備部警備第二課、警備部警衛対策課、警備部機動隊、滋賀県警察学校、大津警察署、草津警察署、守山警察署、甲賀警察署、近江八幡警察署、東近江警察署、彦根警察署、米原警察署、長浜警察署、木之本警察署、高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイルの利用目的	受理した苦情に関する情報を集約し、適切に処理し、適正な警察運営に反映させることを目的とする。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1 受理番号、2 報告日、3 件名、4 苦情受理者（所属、官職、氏名）、5 受理日時（消印日）、6 種別、7 申出者（住居、電話、職業、氏名、氏名のふりなが、性別、年齢）、8 申出の要旨及び現場での措置の概要、9 所属長処理方針、10 指示事項等、11 処理指示日、12 苦情処理担当者、13 苦情処理担当者等（所属、官職、氏名）、14 処理結果、15 所管課長意見、16 本部送付日、17 送付取扱者		
要配慮個人情報 ■有 □無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	苦情事案に係る受理者、申出者、関係者及び苦情処理担当者		

条例個人情報ファイル簿

整理番号	生企一条1	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	利用カード販売等の届出等管理ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成13年滋賀県条例第64号。以下「利用カード販売等条例」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1氏名、住所および電話番号、2法人の名称、事務所の所在地および電話番号、代表者の氏名、3利用カード等販売所の名称および所在地、4利用カード販売等の形態、5自動販売機により利用カード販売等をする自動販売機の名称、型式および製造番号ならびに設置場所およびその周辺の状況、6利用カード販売等の開始年月日、7利用することができるテレホンクラブ等営業の名称、8自動販売機を管理する者の氏名、住所および電話番号、9その他、公安委員会規則で定める事項		
要配慮個人情報 □有 ■無	□有 ■無		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	利用カード等の販売業を営む者		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	□有（ ■無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても請求を受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（根拠法令） 利用カード販売等条例第7条第2項及び滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成14年滋賀県公安委員会規則第3号）第2条 （内容） 記録項目の内容に変更があった場合の訂正（3については名称に限る。）		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）		□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備	考	

別記様式第2号（第5条関係）

条例個人情報ファイル簿

整理番号	生企一条2	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	防犯功労者の表彰ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	防犯功労者を顕彰することにより、自主防犯活動の活性化を図るとともに県民の防犯意識の高揚を図るため		
個人情報ファイルに記録されている項目	1氏名、2受賞年月日		
要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	防犯功労受賞者		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	各警察署の推薦書		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 有（警察庁、滋賀県防犯協会） <input type="checkbox"/> 無		
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても請求を受け付けることができます。		
	（所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（根拠法令） —		
	（内容） —		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考			

条例個人情報ファイル簿

整理番号	生企一条3	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	警備業者（4条業者）情報ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、大津警察署、草津警察署、守山警察署、甲賀警察署、近江八幡警察署、東近江警察署、彦根警察署、米原警察署、長浜警察署、木之本警察署、高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1 受付番号、2 受理年月日、3 認定証番号、4 認定年月日、5 受理署、6 認定公安委員会、7 認定証の有効期限、8 名称、9 所在地、10 営業者（代表者）、11 営業開始年月日、12 資本金、13 専業兼業別、14 協会加入、15 主たる営業所(1)名称（電話）（取扱区分）、(2)所在地（責任者名）、(3)警備員指導教育責任者（選任区分）、16 従たる営業所(1)名称（電話）（取扱区分）、(2)所在地（責任者名）、(3)警備員指導教育責任者（選任区分）、17 機械警備業務の届出(1)有無、(2)基地局、(3)待機所、(4)警備員、18 私服の有無、19 護身用具の有無、20 従業員数、21 行政・司法処分関係、22 非行事案関係、23 協力事案、24 認定証の更新申請、25 認定証の再交付、26 認定証の書換え、27 変更届(1)受理番号、(2)受理年月日、(3)受理署、(4)内容、28 服装届(1)受理番号、(2)受理年月日、29 服装変更届、(1)受理番号、(2)受理年月日、(3)受理署、(4)内容、30 護身用具届(1)受理番号、(2)受理年月日、31 護身用具変更届(1)受理番号、(2)受理年月日、(3)受理署、(4)内容		
要配慮個人情報 ■有 □無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	警備業者（法人である場合はその代表者および選任の指導教育責任者）		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	■有（警察庁） □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても請求を受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠法令) 警備業法第11条第1項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項		

	(内容) 8、9、10、15、16、17、18及び19の記録項目の内容に変更があった場合の訂正	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

条例個人情報ファイル簿

整理番号	生企一条4	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	警備業者（9条業者）情報ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1 受理番号、2 受理年月日、3 認定証番号、4 認定年月日、5 受理署、6 認定公安委員会、7 専業兼業別、8 協会加入年月日、9 届出に係る営業所(1)名称、(2)所在地、(3)代表者（責任者）、(4)警備員指導教育責任者（選任区分）、10 主たる営業所(1)名称、(2)電話、(3)所在地、(4)代表者の氏名・生年月日、11 県内の他の営業所(1)名称、(2)取扱区分、(3)電話、(4)所在地、(5)代表者の氏名・生年月日、(6)警備員指導教育責任者（選任区分）・生年月日、12 変更届(1)受理番号、(2)受理年月日、(3)受理署、(4)内容、13 服装届(1)受理番号、(2)受理年月日、14 服装変更届、(1)受理番号、(2)受理年月日、(3)受理署、(4)内容、15 護身用具届(1)受理番号、(2)受理年月日、16 護身用具変更届(1)受理番号、(2)受理年月日、(3)受理署、(4)内容		
要配慮個人情報 □有 ■無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	警備業者（法人である場合はその代表者および選任の指導教育責任者）		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	届出者からの届出その他法令に基づき収集する。		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	■有（警察庁） □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても請求を受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（根拠法令） 警備業法第11条第4項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項 （内容） 9、10、11の記録項目の内容に変更があった場合の訂正		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 □無	■法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
備考			

条例個人情報ファイル簿

整理番号	生企一条5	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	探偵業者情報ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	探偵業の届出その他探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するため		
個人情報ファイルに記録されている項目	1 受理年月日、2 受理番号、3 届出証明書番号、4 受理警察署、5 届出者(1)商号、名称又は氏名（法人にあっては代表者の氏名・生年月日）、(2)住所（電話番号）、(3)法人の種別、(4)専業・兼業別、(5)営業開始年月日、(6)協会加入状況、6 営業所(1)名称、(2)所在地（電話番号）、(3)責任者名（連絡先）、(4)設置年月日、(5)種別、(6)広告又は宣伝をする場合に使用する名称、(7)従業員数、(8)調査業務、7 廃止年月日、8 廃止の理由、9 変更の受理番号、10 変更の受理年月日、11 変更の受理署、12 変更内容、13 特記事項、14 非行事案・行政処分年月日、15 非行事案・行政処分の内容		
要配慮個人情報 ■有 □無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	探偵業者（法人である場合はその代表者）		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	届出者からの届出その他法令に基づき収集する。		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	■有（警察庁） □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても請求を受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠法令) 探偵業法第4条第2項及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第3条第1項 (内容) 5(1)(2)及び6(1)(2)(5)(6)の記録項目の内容に変更があった場合の訂正		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 □無	■法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
備考			

条例個人情報ファイル簿

整理番号	生企一条6	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	インターネット異性紹介事業情報ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	インターネット異性紹介事業（以下「出会い系サイト事業」という。）の届出その他インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1 受理年月日、2 受理番号、3 受理警察署、4 氏名又は名称、5 住所、6 広告又は宣伝する場合に使用する呼称及び送信元識別符号、7 事務所の所在地、8 事務所の電話番号、9 事務所の電子メールアドレス、10 児童で無いことの確認の方法、11 廃止届出（受理番号、受理年月日、廃止の理由）、12 変更届出（受理番号、受理年月日、変更項目、変更内容（変更後））、13 特記事項、14 行政処分関係（処分年月日、処分の種別、内容）		
要配慮個人情報 ■有 □無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	出会い系サイト事業者（法人である場合はその代表者）		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	届出者からの届出その他法令に基づき収集する。		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	■有（警察庁） □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても請求を受け付けることができます。 （所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（根拠法令） 出会い系サイト規制法第7条第2項及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）第2条第1項 （内容） 4から10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 □無	■法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
備考			

別記様式第2号 (第5条関係)

条例個人情報ファイル簿

整理番号	通指一条1	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	110番アプリシステムによる通報の受理に関するファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部通信指令課
個人情報ファイルの利用目的	迅速かつ的確な初動警察活動を行うため		
個人情報ファイルに記録されている項目	1 受理者、2 管轄、3 件名、4 受付番号、5 受付日時、6 発生時刻、7 都道府県、8 住所、9 目標物、10 言語、11 関係、12 けが人(有無)、13 救急車(要不要)、14 救急車が必要な人数、15 携帯情報(機種、OS)、16 位置情報(緯度、経度、誤差)、17 事前登録内容(1)名前(2)性別(3)年齢(4)電話番号(5)メール(アドレス)(6)自宅住所(7)言語(8)その他(障害の状況等)、18 経過、19 受信画像		
要配慮個人情報 ■有 □無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	110番アプリシステムにより通報をした者及びその受理者		
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	通報者及び受理者による入力又は自動取得		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無		
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても請求を受け付けることができます。		
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	(根拠法令) —		
	(内容) —		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考			

別記様式第2号 (第5条関係)

条例個人情報ファイル簿

整理番号	組対一条1	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	通訳員推薦関係ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	刑事部組織犯罪対策課
個人情報ファイルの利用目的	部外通訳員の登録・解除及び運用等の手続きのため		
個人情報ファイルに記録されている項目	1氏名、2性別、3住所、4電話番号、5学歴、6職歴、7本籍・国籍、8家族状況、9取得資格、10所属団体		
要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	被登録者		
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	本人からの届出		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無		
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても請求を受け付けることができます。		
	(所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	(根拠法令) —		
	(内容) —		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
備考			

別記様式第2号（第5条関係）

条例個人情報ファイル簿

整理番号	交規一条1	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	高齢運転者等標章管理ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課
個人情報ファイルの利用目的	高齢運転者等標章の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1 交付年月日、2 標章番号、3 車両登録番号、4 氏名、5 生年月日、6 性別、7 住所、8 電話番号、9 免許番号、10 免許種別、11 申請理由、12 備考		
要配慮個人情報 ■有 □無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	高齢運転者等標章交付に係る交付対象者		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	高齢運転者等標章の申請、記載事項変更届、再交付申請		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	□有（ ■無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	（名称） 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても請求を受け付けることができます。		
	（所在地） 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	（根拠法令） 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の3の5		
	（内容） 3、4及び7から9の記録項目の内容に変更があった場合の訂正		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無		□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
備考			

条例個人情報ファイル簿

整理番号	備二一条1	作成年月日または直近の修正年月日	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	小型無人機等飛行通報情報ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警備部警備第二課、大津警察署、草津警察署、守山警察署、甲賀警察署、近江八幡警察署、東近江警察署、彦根警察署、米原警察署、長浜警察署、木之本警察署、高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイルの利用目的	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第1条の重要施設の警戒警備をはじめとする各種警察活動において、小型無人機等の飛行の適法性、所有者情報等の確認を行うために利用する。		
個人情報ファイルに記録されている項目	1 受理警察署、2 機器の種類、3 機器の特徴、4 製造者、5 名称、6 製造番号、7 登録記号、8 色、9 大きさ、10 積載物、11 その他の特徴、12 備考、13 通報年月日、14 飛行開始日時、15 飛行終了日時、16 飛行の目的、17 飛行に係る区域、18 操縦者の氏名、19 操縦者の氏名カナ、20 操縦者の生年月日、21 操縦者の住所、22 操縦者の電話番号、23 操縦者の勤務先の名称、24 操縦者の勤務先の所在地、25 操縦者の勤務先の電話番号、26 同意者氏名（委託機関の名称）、27 同意者の住所（委託機関の所在地）、28 同意者（委託機関）の電話番号		
要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定による通報を行った者及び対象施設の管理者等の同意者		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	重要施設の周辺地域の上空で小型無人機等を飛行する者から提出		
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 有（警察庁） <input type="checkbox"/> 無		
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても請求を受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	(根拠法令) — (内容) —		

個人情報ファイル の種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
備 考		